

1972年第11回オリンピック冬季競技大会(札幌大会)の開催準備期 における恵庭岳滑降競技場の建設と自然保護をめぐる議論

: 大会組織委員会議事録および北海道自然保護協会会報の検討を中心に

石 塚 創 也*

The Negotiations between the Organizing Committee for the Olympic Games
and the Nature Conservation Society of Hokkaido about construction
of the ski downhill site on Mt. Eniwa and nature conservation for the preparation
for XI Olympic Winter Games in Sapporo (1972)

: Analysis of minutes of the Organizing Committee for the Olympic Games and bulletins
of the Nature Conservation Society of Hokkaido

ISHIZUKA Souya *

Abstract

The Mt. Eniwa ski facilities were removed and trees were replanted after the XI Olympic Winter Games in Sapporo in 1972. According to previous studies, this is the first time an environmental issue was taken into consideration in the Olympic movement. The purpose of this study is to clarify the negotiations between the Organizing Committee for the Olympic Games (OCOG) and the Nature Conservation Society of Hokkaido (NC-HOKKAIDO) concerning construction of the ski downhill site on Mt. Eniwa and nature conservation related to the preparation for 1972 Winter Games. Specific issues in this study are four points: 1) history of the negotiations about nature conservation and the target location, 2) position of NC-HOKKAIDO, 3) negotiation about specific measures for nature conservation in the ski facility, 4) negotiation about construction of roads around Shikotsuko.

The historical materials used for this study include the minutes of the OCOG and the bulletins of the NC-HOKKAIDO.

The results of this study are summarized as follows:

- (1) The negotiations about construction of the ski downhill site on Mt. Eniwa and nature conservation started before Sapporo City was selected to host Games. The area under nature conservation included not only the ski downhill site on Mt. Eniwa, but also the roads to transport athletes, officials and equipment.
- (2) There were two different views within the NC-HOKKAIDO: One was to object to the development of the Mt. Eniwa from the viewpoint of nature conservation, and the other was to compromise, agreeing to host the Olympic Games while making best efforts to conserve nature. Eventually, the qualifications of construction became withdrawal of facilities, and afforestation of a former site.
- (3) In the early stages of discussions, both organizations considered whether or not the downhill facilities should be removed after the Games. Later, a proposal was made that the venue should be left to natural recovery. Their final decision, however, was afforestation.

- (4) The OCOG insisted on road construction at the lakeside of Lake Shikotsu near Mt. Eniwa, but the NC-HOKKAIDO expressed a strong objection to the plan. The OCOG finally decided to abandon the plan. This decision should be noted as a way to balance nature conservation and the Games.
- (5) Direct negotiations between the NC- HOKKAIDO and the OCOG were held only once. The local government, which served as a mediator between the two organizations during the course of negotiations, provided an opportunity for the NC-HOKKAIDO, a non-sportive organization, to play a certain role in the preparation stage of the Games.
- (6) Both the president of the NC-HOKKAIDO and the Governor of Hokkaido were members of the OCOG and they played important roles maintaining a balance between nature conservation and the Games.

はじめに

恵庭岳滑降競技場は、札幌市で開催された1972年第11回オリンピック冬季競技大会（以下、札幌大会）において使用された競技施設である。本稿は、この恵庭岳滑降競技場の建設と自然保護をめぐる議論について検討するものである。以下に、この検討の位置づけと意義を示す。

近年のオリンピック・ムーブメントにおける基本理念の一つには、環境保全対策を推進することが掲げられている。1992年、リオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」では、「アジェンダ21」が採択され、国際的な環境対策への指針が提案された¹⁾。国際オリンピック委員会（以下、IOC）はこのような国際情勢への対応策として、1) 1995年、独自の対策委員会を設置すること、2) 同年、環境問題に関心を持ち、持続可能な開発を促進することについてオリンピック憲章に明記すること、3) 1999年、「アジェンダ21」の趣旨に沿う形で「オリンピック・ムーブメント・アジェンダ21」を作成すること、主に以上の3点を行った²⁾。これについて Cantelon ら³⁾は、環境保護団体が1992年第16回オリンピック冬季競技大会の開催計画に対し対策を講ずるよう働きかけたことをきっかけに、IOCは1994年第17回オリンピック冬季競技大会（以下、リレハンメル大会）から環境への配慮を喚起するようになったことを指摘している。また Lesjø⁴⁾は、そのリレハンメル大会の開催計画について、環境保護団体から批判があがり、環境保護団体、大会組織委員会、ノルウェー政府、IOCが連携し、競技場の建設など

について自然保護を図るための協議が行われたことを明らかにしている。

これらの検討は、IOCがオリンピック・ムーブメントにおいて本格的に環境保全対策を推進したのは1990年代のことであり、またその動向は国際情勢に影響を受けたものであったことを示唆している。

一方、Landry ら⁵⁾は、オリンピック・ムーブメントにおける環境保全対策の始まりは1970年代であり、IOCは国際的情勢の中で徐々に増大する環境保全活動に参加していったことを指摘している。この時期には、環境問題への対策に関する初期の国際的な動向の一つとして、1972年に国際連合人間環境会議がスウェーデンのストックホルムで開催されたことが挙げられる。この会議では、人間の環境の保全と向上を導くための共通の見解と原則が必要であるという考えを基軸とした「人間環境宣言」の採択、およびその目的を推進する機関である国連環境計画（UNEP）の設置が行われ、国際的な視野をもって環境問題への対策を行う指針が提案された⁶⁾。またこの会議は、前述の1992年に開催された「環境と開発に関する国連会議」の前身と位置づけられている⁷⁾。ちなみに日本国内では、1960年、国民の保健などに資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした「自然公園法」が制定された⁸⁾。また、1968年には「大気汚染防止法」、1970年には「公害防止事業費事業者負担法」などの公害対策に関する法整備が行われ、1971年には、環境庁が設置されている⁹⁾。このように日本国内においても、住民の生活環境の改善や、生物多様性の確保とい

う倫理的問題を善処するために、1960年代から1970年代にかけて環境問題への対策が本格化されたといえる。

上記のIOCの動向についてChappelet¹⁰⁾は、1924年から2006年に開催されたオリンピック冬季大会における立候補都市の開催計画に関する先行研究の検討から、1) 自然環境への配慮に対する批判の初出は、1972年の冬季大会の開催、および1976年の冬季大会の計画に対するものであること、2) オリンピック大会で初めて自然環境への影響が研究されたのは、1980年に開催された冬季大会であったこと、3) 1992年および1994年の冬季大会までは、自然環境への影響に関する話題はスポーツのムーブメントの範囲を超えていなかったこと、の3点を明らかにしている。また、Landryら¹¹⁾は、IOCは国際的情勢の中で徐々に増大する環境保全活動に参加していったが、1990年代まで本格的な対策はおこなわなかったことを述べている。さらに、Chappelet¹²⁾は、オリンピック冬季大会における環境に関するレガシーについて検討を行い、オリンピック冬季大会における環境への配慮の初事例は、札幌大会で講じられた自然保護対策であることを指摘している。

以上の指摘に基づけば、オリンピック・ムーブメントにおける自然環境への配慮に対する批判、および環境保全対策の始まりは1970年代であったものの、1990年代までは本格的な対策は行なわれていなかったといえる。札幌大会における恵庭岳滑降競技場の建設と自然保護をめぐる議論は、オリンピック・ムーブメントが自然保護などの環境問題との関わりで大会の開催方法を問われた最も初期の事例の一つであると考えられる。

国内の研究では、田原が恵庭岳滑降競技場の建設と自然保護をめぐる議論に着目している。田原¹³⁾は主に、1) 北海道自然保護協会(以下、協会)が、大会終了後の処理として、恵庭岳滑降競技場を撤去し、跡地に植林を行うことを条件付けたこと、2) 協会の理事長が個人的に、国際自然保護連合(以下、IUCN)の多くの代表から恵庭岳の使用に対する反対署名を得たこと、3) 協会の理

事長がIOC会長に対し、2)の内容に関する書簡を送付したこと、の3点を明らかにしている。この指摘に類似した記述は、財団法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会(以下、組織委員会)¹⁴⁾が発行した会報¹⁵⁾にもみられ、そこには協会が恵庭岳の使用に反対し、厚生省国立公園局も協会と同じ立場から難色を示していたことが示されている。しかし、協会が反対の立場を表明した経緯は明らかにされていない。また、建設の条件であった大会終了後の施設の撤去および跡地の植林などの、競技施設における自然保護のための具体的方策をめぐる議論については明らかにされていない。

さらに、田原¹⁶⁾は、恵庭岳滑降競技場の建設と自然保護をめぐる議論の初出は開催権獲得後であることを指摘している。すなわち招致期間内には、恵庭岳滑降競技場の建設と自然保護をめぐる議論について特に言及されることはなく、1966年4月27日(日本時間)に札幌大会の開催が決定したということになる¹⁷⁾。しかしその一方で、1966年4月20日付の『北海道新聞』¹⁸⁾は、札幌市ともに立候補した都市のひとつであったバンフ(カナダ)において、環境保護団体が競技施設の建設による国立公園の森林伐採に反対していたことを報じている。このことから札幌市でも、招致期間内において、環境保護団体などによる恵庭岳滑降競技場の建設をめぐる批判および議論が行われていた可能性は否定できないといえる。

また先行研究では、恵庭岳に建設された競技施設の建設と自然保護をめぐる議論に限定した検討がなされている。しかし、1970年4月21日付の『北海道新聞』¹⁹⁾には、組織委員会が、恵庭岳滑降競技場に通ずる支笏湖畔丸駒温泉——オコタンペ河口間の車道(以下、支笏湖周辺道路)の新設は運営にとって重要ではあるが、国立公園内にあることから自然保護の立場を尊重し、建設を取りやめたことが報じられている。このことは、この議論が競技施設の建設に限らず、関連する自動車道路の建設にも及んでいたことを示唆している。

このように、恵庭岳滑降競技場の建設と自然保

護をめぐる議論については、いくつか指摘はなされているものの、関連史料の一部が検討されるにとどまっており、議論の全容は明らかにされていない。また、先行研究によれば、この議論はオリンピック大会の招致に関わった体育・スポーツ界においてのみなされたものではなく、環境保護団体や行政をも巻き込んだものであったことがうかがえるにもかかわらず、これらを俯瞰する検討はなされていない。

そこで本稿では、組織委員会と協会に焦点を当てて関連史料の検討を行い、恵庭岳滑降競技場の建設と自然保護をめぐる大会運営主体と環境保護団体における議論について明らかにすることを目的とした。本稿では、前述した先行研究の成果に基づき、以下の4点の具体的な検討課題を設定した。

1. 自然保護をめぐる議論の経緯、および対象となった場所
2. 北海道自然保護協会の立場
3. 競技施設における自然保護のための具体的な方策をめぐる議論
4. 支笏湖周辺道路の建設案をめぐる議論

主に用いた史料は、組織委員会の『組織委員会議事録』（以下、議事録）、協会が発行した『北海道自然保護協会会報』（以下、会報）に記載された会議記録である。本稿に関連する史料は、議事録に12件（表1）、会報に20件（表2）、計32件存在した。

1. 自然保護をめぐる議論の経緯、および対象となった場所

恵庭岳滑降競技場の建設について、協会において具体的に提示し議題として挙げられた最初の会議は、1965年12月4日に行われた第10回理事会であった²⁰⁾。このことから、少なくとも議論の初出は、開催権を獲得する以前、すなわち招致期間内であったことが明らかになった。協会においてこの議論が発生した経緯については、当時協会の理事長であった井手貢夫が1966年9月6日付の『北海道新聞』の中で、以下のように述べている²¹⁾。

「これは、北海道自然保護協会は一昨年、昭和三十九年十二月一日に初めて発足して、昭和四十年になってから実質的に活動をはじめたことによるもので、協会が活動をはじめたときにはすでに一般の人々の間に、恵庭岳のコースが既定の事実のように受けとられていたときである。従ってようやく昨年になって協会がこの問題を討議したことはすでに時期を失していたということがいえる。しかし、理事会では幾度か熱心な討論が行われた。しかし、すでにオリンピック開催地を決定するIOCの会議開催直前であったため、協会がオリンピックそのものに反対するというふうにとられる危険を避けるために、決定後に改めて問題とすることとしていったん見送りとなった。そして、思いがけなく札幌決定ということで、改めて問題になったのである。」

後にも触れるように、協会におけるここでの議論は、組織委員会や行政をも巻き込むものへと発展したことから、恵庭岳滑降競技場の建設と自然保護をめぐる議論の初出は、開催権獲得以前であったと位置づけることができる。

さらに、札幌大会の記録映画の監督を務めた篠田正浩は、恵庭岳滑降競技場の建設について以下のように述べている²²⁾。

「私はオリンピック委員会と話し合い、公式映画に『恵庭岳はこの競技が終わって2時間後に閉鎖された』というナレーションを入れたことを、今も鮮やかに覚えています。オリンピック競技が初めて環境問題と遭遇した第1号の事件が北海道恵庭岳のダウンヒル、滑降の競技で、これを契機にオリンピック委員会はウィンタースポーツの環境にナーバスになり、デリケートな対応をする必要に迫られました。これにより私は、札幌オリンピックの開催には大きな意味があったと思っています。」

上記から、恵庭岳滑降競技場の建設と自然保護をめぐる議論は、その後のオリンピック・ムーブメントにおける環境保全の意識に重要な示唆を与

表1 札幌大会組織委員会・関連委員会等議事録の概要

年	月	日	会議名	内容
1966	4	26	1972年第11回オリンピック冬季競技大会の開催地が札幌に決定	
	8	23	第1回競技および施設専門委員会	厚生省国立公園局長代理から、恵庭岳の使用はできるだけ避けるべきであるが、使用する場合は、観光開発に進む事にならないようにするなど、できるだけ希望を受け入れてほしい旨、また使用する場合は自然公園審議会の了承が必要であることを確認。
	9	21	第2回競技および施設専門委員会	木原均委員(スキー小委員長)が、1)滑降競技場候補地として恵庭岳以外に札幌近郊に適地はないこと、2)国立公園内であることから、伐開の範囲付属施設等できるだけ詳細な具体的計画を作り厚生省、国立公園局、営林局等の関係官庁に申請しその許可をとらねばならないこと、3)自然美をできるだけ破壊しないこと、4)大会終了後は道または市が運営管理を行うことが望ましいということ、以上4点について発言。
	10	7	第3回組織委員会	木原委員が、滑降競技場は国立公園内である関係から、使用について目下国立公園局、自然保護協会等と相談中であると発言。
	11	14	第1回関連施設専門委員会	中村啓一委員(北海道当局関係者)が、支笏湖周辺道路、すなわち支笏湖畔丸駒一オコタンベ河口間の車道の開削整備等によって会場間の連絡をはかりたい旨について発言。さらに、東峯委員(千歳市当局関係者)が、支笏湖畔丸駒一オコタンベ河口間の車道建設を特に希望する旨について発言。
	12	1	第4回スキー小委員会	国立公園局側委員が、1)恵庭岳の使用に関する審議は木竹伐開ということだけでは会議は開きかねるので、完成図を目標にして議論すること、2)1)の説明について組織委員会の委員が出席し、説明すべきであること、以上2点について発言。
		21	第4回組織委員会	竹田恒徳副会長(競技および施設専門委員長)が、男子および女子滑降競技は恵庭岳で行なう計画は、国立公園に指定されているため当局の許可を必要であると発言。
1967	3	17	第5回スキー小委員会	国際アルペン小委員長の視察に関する議題のなかで、恵庭コースの施設は撤去し、仮設施設として組織委が行うことについて発言。
		28	第5回組織委員会	恵庭岳のコースの建設について厚生省自然公園審議会の結論について、木原委員が、佐藤朝夫事務総長共に自然公園審議会に出席して恵庭岳の受注を説明したが、自然保護の立場から永久的なものを作ることに賛成を得られず、仮設との条件付許可となったことについて発言。これに対し、大庭哲夫委員が、仮設ではなく永久的な施設を作る場所として、恵庭岳以外には適当な場所はないかどうかと発言。木原委員はこの返答として、札幌を中心としては適地は恵庭岳以外にはないと発言。
1968	5	31	第10回組織委員会	競技および施設専門委員長が、1)恵庭岳のコースの伐開について、厚生省から5月24日に許可があったこと、2)ロープウェイ、リフトのための伐開について現在許可申請準備中であること、以上2点について発言。
1969	8	11	第15回組織委員会	堂垣内尚弘専門委員長が、支笏湖周辺道路については、自然保護協会側が難色を示しているため、当面は次善の策として、既設道路の改良となろうが今後の推移を見てとり扱いたいと発言。
		11	第16回組織委員会	黒地政美関連委員長が、1)新設の開発道路のみでは不測の事態に対処することからも丸駒～オコタンベ間約7kmは有料道路として開削すべきとの意見が強く出されていること、2)丸駒～オコタンベ間については、道の自然保護協会等からも、自動車道をつくることは反対の意思表示が強く出され道側は新設の開発道路の整備を図るという意思を強く表明していること、3)1)および2)のことからみて、委員会では結論は出さずに、さらに検討を加えること、以上3点について発言。これについて地崎宇三郎委員が、支笏湖畔丸駒一オコタンベ河口間の車道建設については、組織委員会として推進して行くことを決議したいと発言。
1970	4	20	第18回組織委員会	町村委員(北海道知事)は、1)組織委員会の強い意向も十分承知していたが、自然保護の関係者から非常に強い反対の意見も出されていること、2)厚生省の許可も非常に困難なであること、3)「オリンピックと自然保護を極力両立させる」という方向で関係者に検討させた結果、オコタンベ湖周辺の自動車道路が本年4月道に移管され道としてもこの整備で対処するという結論に達したものであること、以上3点を発言。さらに、オコタンベ湖周辺の自動車道路の整備強化案について言及。

表2 北海道自然保護協会会報に記載された会議記録および要望書の概要

年	月	日	会議名または事項	内容
1965	5	7	第11回オリンピック冬季大会札幌招致委員会が設立	
	9	4	常任理事会	オコタンベ湖周辺の自動車道路に関する意見書提出について
	12	4	第10回理事会	恵庭岳滑降競技場についてスキー連盟および札幌市関係者と協議することを要望する方針を示す
	12	8	オコタンベ湖周辺特別地区の自然保護に関する要望書	北海道知事、林野庁長官、北海道開発局長、開発局長官、札幌営林局長、厚生大臣、国立公園審議会長に対し、開発道路（オコタンベ湖周辺の自動車道路）の建設によってオコタンベ湖特別保護地区のもつ自然景観の美しさの保持への配慮を要望
1966	4	26	1972年第11回オリンピック冬季競技大会の開催地が札幌に決定	
	4	30	常任理事会	恵庭岳滑降競技場について議題にあがる
	5	28	北海道自然保護協会総会	恵庭岳滑降競技場について議論、組織委員会との協議を要望する方針を示す
	6	10	第12回理事会	恵庭岳滑降競技場の建設について、協会として恵庭岳に必ずしも反対ではないという立場を表明。組織委員会との協議を要望
	7	1	第13回理事会	恵庭岳滑降競技場について議論、組織委員会との協議を要望する方針を示す
	7	11	常任理事会	恵庭岳滑降競技場について報告（内容不明）
	10	29	第15回理事会	組織委員会が恵庭岳滑降競技場を大会終了後に撤去することを述べたことについて報告
	12	1	編集会議および報告打合わせ会	組織委員会に対し、12月21日に恵庭岳滑降競技場に関する要望書を提出することが決まる（内容不明）
1967	1	28	第16回理事会	オリンピック恵庭岳に関する要望書の件について承認、オリンピック施設があまり大規模なものであれば恵庭でなくてもよいのではないかとの意見が出る
	2	20	恵庭岳南西斜面におけるオリンピック施設計画について	大蔵省および厚生省に対し、恵庭岳滑降競技場の建設を行う場合は、1) 大会終了後に撤去すること、2) 跡地に植林を行うこと、2点を要請
	3	25	第17回理事会	恵庭岳滑降競技場が大会終了後撤去されることになったこと、跡地の処理は天然更新となったことを報告
	5	22	北海道自然保護協会総会	恵庭岳滑降競技場について報告（内容不明）
	12	1	支笏湖地域の自然保護に関する懇談会	支笏湖全般にわたる調査結果の意見開陳（内容不明）
	1969	2	1	第28回理事会
2		6	支笏湖畔丸駒～オコタンベ間の自動車道路建設に関する件	北海道知事に対し、支笏湖畔丸駒～オコタンベ河口間に自動車道路を建設することは不賛成であると表明、打開策として現在建設中のオコタンベ湖周辺の自動車道路の拡充等を提案
5		15	第30回理事会	支笏湖畔丸駒～オコタンベ河口間の車道建設について議論（内容不明）
1970	1	24	国立公園計画の廃止および追加について	北海道当局から意見を求められ、支笏湖畔丸駒～オコタンベ河口間の車道建設について要望に対し再度反対の意向を表明
	2	10	恵庭岳をめぐるオリンピック施設井手貢夫	1) 恵庭岳滑降競技場の建設は大会終了後に撤去し、跡地に植林を行う条件を提示したこと、2) 支笏湖畔丸駒～オコタンベ河口間の車道建設について要望に対し理事全員一致で不賛成であったこと、2点などについて言及

えた事例であると考えられる。

また、前述した通り、先行研究の成果をみた限りでは、恵庭岳滑降競技場の建設と自然保護をめぐる議論は競技施設の建設に限ったものであったようにみえる。しかし、史料を検討した結果、この議論の対象は競技施設の建設に限ったものではなかったことが明らかになった。その理由は、第1に、協会の理事長であった井手が会報に執筆した「恵庭岳をめぐるオリンピック施設」には、競技施設の建設と道路の建設が並立して記述されていることである²³⁾。第2に、組織委員会は、恵庭岳への輸送手段を強化するため、支笏湖周辺道路の建設を要望していたことである²⁴⁾。これらに関連して、当時協会の会長であった東条猛猪は、自伝²⁵⁾の中で以下のように述べている。

「この滑降競技に関して思い起こすのは、東京で開かれたオリンピック組織委員会の席上、『競技場まで、既存の道路が一本だというのでは心細い。支笏湖沿いに新しい道路を建設しては』との意見が出た時のことである。」

すなわち、この議論は、大会に付随する交通輸送手段の確保という観点から、自動車道路の建設にも及ぶものであったといえる。ここで問題となっている自動車道路の位置を図1²⁶⁾に示した。

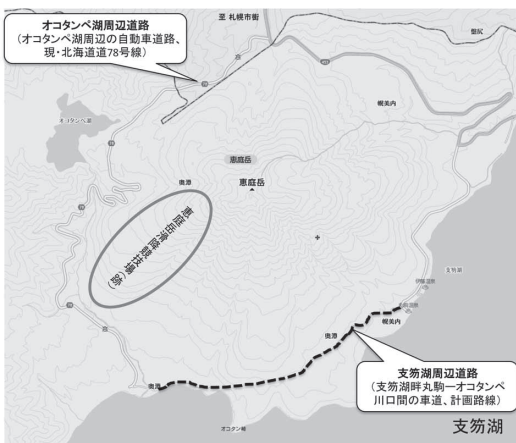


図1 恵庭岳滑降競技場および関連道路

2. 北海道自然保護協会の立場

協会の立場を示す最初の内容は、1965年12月8日、協会の会長の名で「オコタンベ湖周辺特別保護地区の自然保護に関する意見書」を北海道当局などに提出したことであった²⁷⁾。ここには、協会が大会開催時に輸送路として使用する自動車道路の建設に対し、オコタンベ湖特別保護地区のもつ自然景観を保護する工事施行を要望する方針を示していたことが記述されていた。

表2は、協会における会議記録の概要をまとめたものである。この表から、札幌大会の開催が決定した後、恵庭岳滑降競技場の建設に関する議論の数が増加し、協会における議論も活発に行われたことが読み取れる。1966年5月28日に行われた協会の総会では、オコタンベ湖周辺の自動車道路(以下、オコタンベ湖周辺道路)の建設および土砂の廃棄などの要望がおこなわれており²⁸⁾、より自然保護に関する具体的な議論が進められたといえる。さらに、同年6月10日に行われた協会の第12回理事会の記録には、次のように記述されている²⁹⁾。

「協会の立場、自然保護のうえから、種々活発な意見が交わされる。結局、当協会としては、恵庭岳に必ずしも反対ではないという態度で、今後事情をよく調査してゆくようにする。組織委員会ができれば積極的に働きかけることにきまる。」

上記から、協会は恵庭岳滑降競技場の建設について反対していたというよりは、むしろ自然保護を図るために、組織委員会と協議を行うことを要求していたといえる。これに関連して、1966年7月1日に行われた第13回理事会の記録では、恵庭岳滑降競技場の建設について議論が行われ、これについて今後も検討し、組織委員会と連絡を保った上で協議したいという要望が記述されていた³⁰⁾。これらのことから協会は、恵庭岳滑降競技場の建設について、適切な工事施行が行われ自然景観に支障がないようにするのであれば、必ずしも反対ではないとの見解を示していたといえる。

さらに協会は、今後も自然保護について組織委員会に対し要望や協議を行いたいという意向も示していた。また、協会の立場については、協会の会長であった東条が『北海道自然保護協会会誌』（以下、会誌）の中で以下のように述べている³¹⁾。

「〔協会内の——筆者注〕考え方の大筋を追ってみると、一つは自然保護の必要上恵庭岳の使用には反対との立場であり、一つは恵庭岳の使用はやむを得ないと認めつつ、自然保護をできるだけ実現させようとの立場である。（中略）当協会の態度は、結局“冬季オリンピック”のためならば、他に適当な場所がないならばその使用はやむを得ないが、その施行管理には自然保護をできるだけ尊重することを期する、ということであった。しかし自然保護のため、どのような具体的措置を要望するか、また具体的な私たちの努力の方法などは、これからの問題である。また、オリンピック組織委員会が、どのように自然保護の措置を講じるのかも、あげて今後のことである。」

上記から、恵庭岳滑降競技場の建設に断固反対であるという会員も存在したことがわかる。しかし協会は、いくつかの条件を提示しているものの、東条が前述の会誌³²⁾の中で記していた1966年11月28日には、札幌大会のためであるならばやむを得ないという立場に一本化していたことが明らかになった。

さらに協会は、組織委員会と協議を重ねた上で、自然保護をできるだけ尊重する方向性を示していたことも読み取れた。また、協会会長の東条は、自伝³³⁾の中で自身が組織委員会委員（以下、組織委員）であったことも述べている。従って、東条は、組織委員会および協会両者の見解を直接知り得ることができ、協会の意見を組織委員会に対して随時伝達することが可能であった。つまりこの東条の存在は、組織委員会と協会双方の意見をすりあわせ、できる限り自然保護の措置を講じた競技施設の建設を目指すことを可能にしたと考えられる。

しかしその一方で、協会の理事長である井手は、自身が会報に執筆した「恵庭岳をめぐるオリンピック施設」³⁴⁾中で、1) 協会としての立場は決定したものの、理事4名がIUCNの総会にこの問題を提出したこと、2) ところが理事の1名が支持を取り下げ、IUCNの総会で採択されなかったこと、3) しかし、IUCNの代表的なメンバーの協力によってIOCに対して恵庭岳滑降競技場の建設への反対署名を提出したこと、4) この反対署名を受け、IOC会長が日本オリンピック委員会に対して善処を求めたこと、の4点を指摘している。井手は、1966年9月6日付の『北海道新聞』の中で、IUCNに反対意見を提出した経緯を述べている³⁵⁾。

「そこでこういう意見が（協会内に——筆者注）出たのである。・・・（中略）・・・オリンピックという一時的な行事のために、これまで国民が守ってきた、今後も長く守られるべき自然が損傷されるよりは、むしろ時間的、距離的には問題があるとしても、今後も長く国民がその設備を冬季間に引きつづいて利用できるところに設けることができないであろうか。そういうことでIOCに譲歩を求めているかどうか、日本のオリンピック関係者には国際的信義の上からもそれができないとしても、自然保護者としてはこれは当然なすべきことではないのか、という意見である。私はこの事情を自然保護の仕事に関係ある人間としてではなく、全くの個人として、インスブルックの前植物園長（およびIUCNの理事——筆者注）であるヘルムート・ガムス教授にあてて手紙を書いて意見を求めた。」

上記から、協会は立場を一本化した後においても、井手を中心とした協会の関係者によって、恵庭岳滑降競技場の建設の是非を問う動向がみられたことがうかがえる。さらに井手は、この動向の経過について、協会の会誌における協会設立30年を振り返る記事の中で以下のように述べている³⁶⁾。

「私がこれ（反対署名——筆者注）をブラ

ンデージ会長に送って善処方を求めた所、会長は直ちにJOC（日本オリンピック委員会）に私と話しあって善処するように求めて来たので、JOC委員と私との交渉が始まった。私達は恵庭岳の使用はどこまでも反対で富良野の滑降コースの改良を主張してやまなかったが、ある日思いかけず日本の山岳会の重鎮で、親しくしていた榎有恒さんから手紙が来た。余り頑強に反対するとあなたの将来にも悪い影響があるといけないから、適当な所で妥協しなさいという忠告であった。いずれ政府のその筋が手をまわした、とは思ったが、そこで私は条件を出した。使用後は再使用しないで、植林して元型に復する、ということである。定めし非常な費用がかかるだろうが、自然を破壊することが、どれ程高価なものにつくかを知らしめて今後のいましめにしたい、と思ったのである。」

上記の指摘に基づけば、恵庭岳滑降競技場の建設の是非に関する交渉は、IOC、JOC、IUCN、および行政をも巻き込むものであったことがうかがえるが、最終的には井手が要求した大会終了後の競技施設の処理の方策、すなわち井手が競技施設の撤去と跡地の植林を条件として提示し、JOCがそれを受け入れたことによって議論が終結したと考えられる。また、当時のIOCにおける自然保護問題への対応は、來田³⁷⁾が指摘しているように、大会運営主体側に委ね、自ら積極的に関与することはなかったといえる。しかし、上記の詳細は、本検討の射程を超えるため、今後の筆者の課題とする。

3. 競技施設における自然保護のための具体的方策をめぐる議論

1966年9月21日に行われた組織委員会内における第2回競技および施設専門委員会の議事録³⁸⁾には、競技施設としての恵庭岳の使用について、以下のように記述されている。

「ここは国立公園であるので、伐開の範囲

付属施設等できるだけ詳細な具体的計画を作り厚生省、国立公園局、営林局等の関係官庁に申請しその許可をとらねばならない。従つて事務的にその成案を急ぎ、今冬の調査に間に合うよう関係機関と折しよう(ママ)する。また、その計画に当つては自然美をできるだけ破かいしないようにし、オリンピック終了後の運営管理については道または市に作ってもらうことが望ましい。」

上記から、組織委員会の結成時には、未だ恵庭岳は滑降競技会場として使用するための正式な許可は取られていなかったこと、また組織委員会は、恵庭岳を使用する場合には、自然景観をできるだけ破壊しないように努める旨を述べていることがわかる。しかしこの段階では、実際に行われた競技施設の撤去および跡地に植林を行ったことなど、具体的な大会終了後の対応策は明確になっていない。

その後、大会終了後の対応策について初めての具体的な見解が示されたのは、1966年10月29日に行われた協会の第15回理事会であった³⁹⁾。この内容を以下に示す。

「理事長より報告。十月二十日、日本興業銀行で開かれた日本自然保護協会評議員会の席上で、木原氏（組織委員会スキー小委員長——筆者注）が恵庭の施設は全部撤去すると述べた旨、報告。」

上記から、組織委員会は、大会終了後の対応策として、競技施設を撤去する方針について述べていることがわかる。またこの方針は、前述した井手による指摘⁴⁰⁾から、協会側が提案したものであったと考えられる。

協会は、公式に大会終了後における恵庭岳滑降競技場の建設に関する要望を行っていた。1966年12月1日に行われた協会の編集会議および報告打合せ会の記録には、12月21日、協会が「恵庭岳スキーコースに関する要望書」を組織委員会および厚生省などに提出したことが記述されていた⁴¹⁾。さらに1967年1月28日に行われた第16回理事会の記録には、この要望の内容が協会内で承認された

ことが記述されていた⁴²⁾。しかし、これらには、大会終了後の対応策に関する要望は記述されていなかった。

その後、協会は、田原ら⁴³⁾が指摘している通り、1967年2月20日、「恵庭岳南西斜面におけるオリンピック施設計画について」を大蔵大臣、厚生大臣などに提出した⁴⁴⁾。以下にこの内容を示す。

「もしやむを得ず諸般の施設を設けてもオリンピック終了後はいっさいこれを撤去していただきたく、このことを特にここに申し入れる次第であります。(中略)伐採その他による荒廃のあとをとどめることになりまして、これらを植林によって充分整備して、オリンピックによる荒廃の痕跡をあとに残さざるようにしていただきたいのであります。」

上記から、協会が大会終了後の対応策として、競技施設の撤去および跡地に植林を行うことを要望していたことがわかる。この協会の要望に対し、組織委員会は、いわば協会の要望への回答に相当する方針を一部示した。1967年3月17日に行われた組織委員会における第5回スキー小委員会の議事録には、以下のように記述されている⁴⁵⁾。

「恵庭コースの施設は撤去する。従つて仮施設として組織委が行う。」

これは、組織委員会内のスキー小委員会での審議であるが、その後の組織委員会での撤去に関する最終決定の記録は議事録等には記述されていなかった。大会終了後に、実際に競技施設が撤去されたことから、最終的には組織委員会が協会の要望を受け入れ、競技施設は仮設であることを前提に設置されていたことがわかる。しかし、この段階では、競技施設の撤去に関する議論がなされたことはわかるものの、その跡地の処理の方策については明確になっていない。

その後、協会は、大会終了後の対応策に関する要望が組織委員会に一部受け入れられたことを述べている。1967年3月25日に行われた協会の第17回理事会の記録には、組織委員会側の発言を引用し、以下のように記述されている⁴⁶⁾。

「建設物等施設はオリンピック終了後撤去

し、跡地は天然更新とする。」

この記述から、組織委員会では、新たに跡地の処理について、自然の力のみ依存する天然更新という方策が提示されたことがわかる。しかしこれは、協会が提示した植林ではなかった。また、3月28日に行われた第5回組織委員会の議事録⁴⁷⁾には、恵庭岳滑降競技場について、「自然保護の立場から永久的なものを作ることに賛成を得られず、仮設との条件付で許可となつた。」と述べられているのみであり、跡地の処理の方策がどのように議論されたかは明らかにならなかった。

以降の競技施設の撤去および植林までの決定に関する議論の記録は、1970年2月10日に発行された会報にみることができる。この会報⁴⁸⁾には、井手による「恵庭岳をめぐるオリンピック施設」という記事が掲載されている。その中で井手は、「伐採された樹木は、植林などの方法によって、できる限り現状に復する」とし、この条件のもとで厚生省に施設建設の許可が得られたとしている。

以上の検討から、組織委員会と協会における大会終了後の対応策をめぐる議論は、最初の段階では大会終了後に競技施設を撤去する、すなわち競技施設を仮設のものとするのは是非が問われ、次の段階として天然更新という方策が提案された後、最終的には植林という手段が講じられることになったといえる。但し、天然更新ではなく植林が選択された経緯は明らかにならなかった。

4. 支笏湖周辺道路の建設案をめぐる議論

支笏湖周辺道路の建設をめぐる議論の発端は、1966年11月14日に行われた組織委員会の第1回関連施設専門委員会において、支笏湖周辺道路の建設によって競技会場間の交通整備を図りたいとの旨が述べられたことであつた⁴⁹⁾。しかし、1969年2月1日に行われた協会における第28回理事会の記録には、支笏湖周辺道路の建設案について以下のように記述されている⁵⁰⁾。

「道土木部長より、支笏湖畔丸駒温泉——オコタンベ河口間の車道（支笏湖周辺道路——

—筆者注) 建設について要望があり、種々検討の結果、同地域は支笏湖畔においてもっとも重要な箇所であるので、この間の道路建設については反対の意向を表明することに決定。」

図1をみると、支笏湖畔丸駒温泉—オコタンペ河口間の車道とは、前述したように支笏湖周辺道路のことであることがわかる。つまり協会は、支笏湖周辺道路の建設案については明確に反対の意向を示していたといえる。さらに協会は、1969年2月6日、当時の北海道知事であった町村金五を通して、以下のような要望書⁵¹⁾を提出している。

「この地域は支笏湖において、現在すぐれた原始的景観の残されているほとんど唯一の場所でありまして、ここに道路を通すことは、支笏湖のもっとも重大なるかなめを失うことになるからであります。オリンピックの滑降競技の運営のためには、現在建設中の道路に待避線を作るとか、湖をフェリーで運ぶとか(マ)、他の適当な方法を工夫されたく存じます。」

上記から、協会は、組織委員会に対し、自然保護の観点から支笏湖周辺道路の建設による弊害を示した上で、交通輸送を円滑に行うための具体的な提案を行っていたことがわかる。一方、この要望書は、北海道当局による協会への支笏湖周辺道路に関する照会に対し、協会が回答したものであった⁵²⁾。すなわちこの要望書は、協会から組織委員会に対して送付されたものではなく、協会から北海道知事に送付されたものであることがわかる。このことから、北海道の行政(以下、北海道当局)が協会に対し、支笏湖周辺道路の建設案について意見を求めていた経緯が明らかになった。また、町村は、組織委員会の委員であったと同時に、協会の会員でもあった⁵³⁾。つまり町村の存在は、東条の存在と同様に、組織委員会と協会双方の意見をすりあわせ、自然保護の措置を講じた建設を目指すことを可能にしたと考えられる。

協会の反対の意向を受け、組織委員会では、1969年8月11日に行われた第15回組織委員会の場

で、支笏湖周辺道路の建設案について以下のように述べられている⁵⁴⁾。

「支笏湖周辺道路については、自然保護協会側が難色を示しているため、当面は次善の策として、既設道路の改良となろうが今後の推移を見てとり扱いたい。」

上記から、組織委員会では、支笏湖周辺道路の建設案について協会側が難色を示したことから、当面は次善の策とすることを述べているものの、支笏湖周辺道路の建設に対する意欲は薄れていなかったといえる。

その後、組織委員会は、支笏湖周辺道路の建設に関する意向を表明した。1969年11月14日に行われた第16回組織委員会の議事録には、以下のように記述されている⁵⁵⁾。

「恵庭岳競技場周辺の交通輸送対策上、新設の開発道路のみでは不測の事態に対処すること(が難しいこと—筆者注)からも丸駒～オコタンペ間(支笏湖周辺道路の計画区間—筆者注)約7kmは有料道路として開削すべきとの意見が強く出されている。(中略)丸駒～オコタンペ間については、景観自然保護の点などから、道の自然保護協会等からも、自動車道をつくることは、反対の意思表示が強く出され、これらのことから、道側は新設の開発道路の整備を図るという意思を強く表明している。(中略)丸駒～オコタンペ間については、本会として推進することを決議したい。」

上記から、組織委員会は、北海道当局および協会が、1)支笏湖周辺道路の建設案に対し反対の意向を表明したこと、2)オコタンペ湖周辺道路の整備強化など具体的な指摘をしたこと、以上の2点に触れていることがわかる。ところが、組織委員会は、円滑な交通輸送を理由に、支笏湖周辺道路の建設を推進する意向を表明した。

その後、協会は、北海道当局から支笏湖周辺道路の建設案について意見を求められ、回答を行っている。1970年1月24日付で会報に記載された要望書の記録には、以下のように記述されてい

る⁵⁶⁾。

「昭和四十五年一月二十四日付、林政第一四九号文書にてご照会の支笏湖畔丸駒一オコタンペ川口(ママ)間(支笏湖周辺道路の計画区間——筆者注)の歩道計画を廃止し車道計画を追加することについては、すでに昭和四十四年二月六日付文書にて申し上げましたとおり、本協会としては不賛成の方針に変更の要のないことを重ねてお答え申し上げます。すでに申し上げましたとおり、同地域は支笏湖においてすぐれた原始的景観と美しい自然林の残されているもっとも重要な場所でありまして、ここに車道を通すことは、支笏湖のもっとも重大なるかなめを傷つけることになるからであります。オリンピック滑降競技の運営についてご不便のあることも察せられますが、永く子孫に伝えるべき、重要な自然景観と森林を守るために、オリンピック運営については、なだれ防止、待避線の建設、道路の拡副、湖上の運行など格別のご工夫によって諸困難を切り抜けられることを希望いたします。」

上記から、協会は、支笏湖周辺道路の建設案に対して再び明確に反対の意向を表明した上で、交通輸送を円滑にするためには、既設道路の拡張などによる自然保護に留意した方策をとることを要望していた。またこの記述から、支笏湖周辺道路の計画区間には歩道建設案が存在したことも読み取れた。

組織委員会は、協会および北海道当局から再度反対の意向を受け、支笏湖周辺道路の建設案の進退、およびそれに関する対応について述べた。1970年4月20日に行われた第18回組織委員会の議事録には、以下のように記述されている⁵⁷⁾。

「組織委員会の強い意向も十分承知していたが、その後、自然保護の関係者から非常に強い反対の意見も出されている。なおまた、新設工事は容易でないことに加えて厚生省の許可も非常に困難な模様であり、仮に許可を得ても、工期的に期待に応ずることが可能か

問題であるということになったが、『オリンピックと自然保護を極力両立させる』という方向で関係者に検討させた結果恵庭岳北西のオリンピック関連の開発道路が本年4月道に移管され道としてもこの整備で対処するという結論に達したものである。」

上記から、組織委員会は、北海道当局および協会による反対の意向を受け入れ、支笏湖周辺道路の建設案を廃止した上で、オコタンペ湖周辺道路の整備強化に方針を転換したことがわかる。また、組織委員会は、議論の末、オリンピック大会の開催と自然保護を極力両立させる方針を示していたことが明らかになった。さらにここでは、支笏湖周辺道路の建設は工事が困難であると判断され取り下げられている。これについて町村は、上記の組織委員会において、「現在の有料道路(オコタンペ湖周辺道路——筆者注)と異なる地形で水辺(支笏湖の周辺——筆者注)に建設することは不可能であり、山腹に建設せざるを得なくなると、雪害対策上の困難性も考えられる」ことを理由として述べていた⁵⁸⁾。

前述したように、北海道知事ならびに協会の会員である町村、および協会の会長である東条は組織委員であった。このことから、支笏湖周辺道路の建設案をめぐる議論においても、2者の存在は組織委員会と協会双方の意見をすりあわせることを可能にした一つの要因であると考えられる。

まとめ

本稿では、組織委員会の議事録および協会の会報に記載された会議記録を中心に検討を行った。この検討により、先行研究では触れられてこなかった札幌大会における自然保護問題の一部を解明することができた。

また、この検討は、オリンピック・ムーブメントにおける環境保全問題に関し、大会運営主体、すなわちスポーツ関連組織と、直接的にはスポーツと関わらない環境保護団体、すなわち非スポーツ関連組織が、大会の開催をめぐる相互にどのよ

うな役割を果たしたかについても、その一端を示すものとなった。

以下に本稿の検討により明らかになった内容をまとめ、考察を行う。

1. 恵庭岳滑降競技場の建設と自然保護をめぐる議論の初出は、開催権獲得以前、すなわち招致期間内であると位置づけることができた。また先行研究では、この議論は競技施設の建設自体に限ったものであると考えられていた。しかし、この議論は、大会に付随する交通輸送手段の確保という観点から、自動車道路の建設にも及ぶものであった。

2. 恵庭岳滑降競技場の建設について、協会では、自然保護の必要上使用には反対との立場、および使用はやむを得ないと認めつつ自然保護をできるだけ実現させようとの立場の2者が存在した。そこで協会は協議を行い、他に適当な場所がなければ使用はやむを得ないが、施行管理には自然保護をできるだけ尊重すべきであるという後者の立場に一本化していた。またそこには、自然保護の観点からの協議を継続していきたいという協会の要望があった。その一方で、協会は立場を一本化した後においても、内部では恵庭岳滑降競技場の建設に対する反対論が収束していなかったことがうかがえた。

3. 恵庭岳では、大会終了後の対応策として競技施設の撤去と共に植林が行われているが、その経緯については明らかにされていなかった。組織委員会と協会における大会終了後の対応策に関する議論は、最初の段階では、大会後に競技施設を撤去する、すなわち競技施設を仮設のものとするものの是非であった。その次の段階では、跡地の処理について、天然更新という方策が提案された後、最終的には植林という手段が講じられることになったことが明らかになった。ただし、今回検討した史料からは、天然更新ではなく植林が選択されることになった経緯は明らかにならなかったため、新たな史料を発掘する必要があると考えられる。

4. 協会は、支笏湖周辺道路の建設案について

反対の意向を明確に表明した上で、すでに建設が開始されているオコタンペ湖周辺道路の整備強化などを行い、1) 支笏湖周辺道路の建設を廃止により図られる自然保護、2) 競技施設への円滑な交通輸送、以上2の点を両立させるための具体的な提案をしていた。ところが、組織委員会は、このような指摘があったにもかかわらず、支笏湖周辺道路の建設を推進する意向を示した。しかし、最終的には北海道当局および協会による反対の意向を受け入れ、支笏湖周辺道路の建設案を廃止した上で、オコタンペ湖周辺道路の整備強化に方針を転換した。また組織委員会は、自らオリンピック大会の開催と自然保護を極力両立させる方針を示していたことが明らかになった。ただし、この方針転換には、自然保護への配慮に限ったものではなく、支笏湖周辺の地形的問題、および雪害対策上の問題も影響していたといえる。

5. 組織委員会と協会との接触は一度の要望書の提出のみであった。その他の交渉から、この議論においては、行政が、スポーツ関連組織と非スポーツ関連組織の仲介をすることによって、非スポーツ関連組織が大会の開催準備に対し自然保護に関する一定の役割を果たすことが可能になったといえる。

6. 協会会長の東条は組織委員を、また北海道知事の町村は協会会員と組織委員を兼ねており、この2者の存在は、組織委員会、協会および北海道当局の意見をすりあわせ、自然保護の措置を講じた競技施設の建設を目指すことを可能にしたと考えられる。

以上のことから、恵庭岳滑降競技場の建設と自然保護をめぐる議論では、その建設の是非についての交渉は協会と組織委員会に限定されていなかったことが明らかになった。この議論の背景には、北海道当局が協会の見解を組織委員会に伝達していた経緯がみられ、さらには、協会、組織委員会、および行政の決定に影響を与え得る人物の存在があった。このように、協会による反対の意向および対応策は、北海道当局などによる支持や

仲介もあって、組織委員会における競技施設の建設などの計画に反映され、大会終了後における自然保護のための具体的な方策がとられる要因となった。また、換言すれば、組織委員会と協会との論争というよりは、むしろ組織委員会と行政とのやり取りの中で、行政が自然保護への配慮のための知見の提供を協会に求めていた、ということもできる。

また、この議論では、競技会場への交通輸送を円滑にするための自動車道路の建設についても焦点が当てられていた。その中でも支笏湖周辺道路の計画区間は、協会が自然保護の観点から特に重要な場所であることを主張し、明確に反対の意向を示した場所であった。このことから、オリンピック大会の開催と自然保護を両立するという観点からみれば、組織委員会には、競技施設の建設にとどまらず、当然のことながらそれに付随する交通輸送手段などの関連設備においても、自然保護の措置を講じた建設を行う必要性が求められていたといえる。とはいえ、組織委員会が最終的に支笏湖周辺道路の建設案を取り下げ、オコタンベ湖周辺道路の整備強化に方針転換したことは、些か「オリンピック大会の開催と自然保護の両立」を実践したと評価することができるであろう。

近年においては、IOCは独自の環境委員会を設置し、国際連合や、国際的な自然保護団体と連携し、大会運営主体による自然保護対策について議論がなされているが、1972年のオリンピック大会が開催された頃には、オリンピック・ムーブメントにおいてこのような連携はほとんどとられていなかったといえる。しかし、本稿が明らかにしたこの議論には、大会運営主体、環境保護団体、および行政による自然保護を図るための連携がみられ、自然保護を軽視した開発を一部撤回させていた経緯がみられた。つまり、IOCの積極的な関与はなかったものの、Lesjø⁵⁹⁾が指摘した1994年リレハンメル大会にみられたような自然保護のための連携が、1972年に開催された札幌大会の開催準備期間においてすでにみられたといえる。

しかしながら、協会内部では、恵庭岳滑降競技

場の建設に対する反対論が沈静化しておらず、井手個人が中心となって行った恵庭岳滑降競技場の建設是非に関するJOCとの交渉、およびIOCにおけるこの問題への対応に関する議論が存在することが明らかになった。これらの詳細を解明するためには、IOC、JOCおよびIUCNの関連史料などを検討する必要がある。これは筆者の今後の課題としたい。

註および引用・参考文献

- 1) 国際自然保護連合・国連環境計画・世界自然保護基金：財団法人世界自然保護基金日本委員会訳(1992)新・世界環境保全戦略 かけがえない地球を大切に、小学館：東京、pp.1-5.
- 2) 日本オリンピック・アカデミー 編(2008)オリンピック事典、楽：東京、pp.45-46.
- 3) Cantelon, H. and Letters, M. (2000) The Making of the IOC Environmental Policy as the Third Dimension of the Olympic Movement, *International Review for the Sociology of Sport*, 35(3): 294-308.
- 4) Lesjø, J. H. (2000) Lillehammer1994 Planning, Figurations and the 'Green' Winter Games, *International Review for the Sociology of Sport*, 35(3): 282-293.
- 5) Landry, F. and Yelès, M. (1996) 1894-1994 the International Olympic Committee One Hundred Years: The Idea - The Presidents - The Achievements, Volume 3. International Olympic Committee: Lausanne, p.283.
- 6) 前掲1.
- 7) 飯島修子(1993) 環境問題関連年表. 飯島伸子編、環境社会学、有斐閣：東京、pp.233-248.
- 8) 前掲1、pp.338-343.
- 9) 前掲7.
- 10) Chappellet, J. L. (2003) The Legacy of Olympic Winter Games: An Overview, in Moragas, de. M., Kennett, C. and Puig, N. (Eds.) *The Legacy of Olympic Games 1984-2000, International Symposium Lausanne, 14th, 15th and 16th November 2002.*

- International Olympic Committee: Lausanne, pp.54-66.
- 11) 前掲 5.
- 12) Chappellet, J. L. (2008) Olympic Environmental Concerns as a Legacy of the Winter Games, *The International Journal of the History of Sport*, 25 (14): 1884-1902.
- 13) Tahara, J (2010) Japanese Challenge for Environmental Protection in the Olympic Movement, in Chia, M. and Chiang, J. (Eds.) *Sport Science and Studies in Asia Issues, Reflections and Emergent Solutions*. World Scientific Publishing Co. Pte. Ltd.: Singapore, pp.287-288.
- 14) 財団法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会編 (1972) 第11回オリンピック冬季大会公式報告書. 財団法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会: 札幌、pp.429-440.
1972年現在の組織委員の構成は、会長: 植村甲午郎 (経済団体連合会会長)、副会長: 板垣武四 (札幌市長) ら3名、理事: 町村金五 (学識経験者) ら31名、監事: 東条猛猪 (札幌銀行協会会長) ら3名、計38名 (財界6名 体協・競技団体10名、政界14名、学識経験5名、報道3名) であった。町村は、1971年3月まで北海道知事を務めていた。
- 15) 財団法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会編 (1967) 札幌オリンピック冬季大会組織委員会会報第2号. 札幌オリンピック冬季大会組織委員会: 札幌、p.5.
- 16) 田原淳子、平井敏幸 (2008) 札幌オリンピック冬季大会における環境問題 — 恵庭岳スキー滑降競技場とオリンピックのレガシー —. 日本体育学会第59回大会予稿集. 日本体育学会: 東京、p.66.
- 17) 第11回オリンピック冬季大会札幌招致委員会編 (1966) 第11回オリンピック冬季大会札幌招致委員会報告書. 第11回オリンピック冬季大会札幌招致委員会: 札幌、p.76.
- 18) 北海道新聞社 (1966) 「バンフに反対 世界野生生物保護基金 国立公園伐採計画に不満」. 北海道新聞: 1966年 (昭和41年) 4月20日、朝刊、14面.
- 19) 北海道新聞社 (1970) 「支笏湖周辺 道路の新設取りやめ 昨年の決議変更 札幌五輪組織委総会 既存施設を整備」. 北海道新聞: 1970年 (昭和45年) 4月21日、朝刊、14面.
- 20) 井手貢夫 (1966) 北海道自然保護協会会報 No.3. 北海道自然保護協会: 札幌、p.1.
北海道自然保護協会の事務局を訪問したところ、会報の活動状況記録は議事録に準ずると回答。筆者が訪問した日時は、2012年7月26日木曜日である。
- 21) 北海道新聞社 (1966) 「恵庭岳のコースと自然保護 井手貢夫」. 北海道新聞: 1966年 (昭和41年) 9月6日、夕刊、3面
- 22) 篠田正浩 (2012) 札幌オリンピック 恵庭岳の伐採と植林. 公益財団法人日本体育協会他、日本体育協会・日本オリンピック委員会100年史 PART 1. 公益財団法人日本体育協会他: 東京、p.553.
- 23) 井手貢夫 (1970) 北海道自然保護協会会報 No.8. 北海道自然保護協会: 札幌、pp.2-3.
- 24) 札幌オリンピック冬季大会組織委員会編 (1972) 組織委員会議事録 第1回—第31回. 札幌オリンピック冬季大会組織委員会: 札幌、p.250.
- 25) 東条猛猪 (1983) 私の履歴書. 日系事業出版: 東京、pp.135-136.
- 26) 株式会社マピオン (2013) 地図データ.
http://www.mapion.co.jp/m/42.88009194_141.581485_7/ (参照日: 2013年8月25日)
罫線、吹き出しなどの図は、筆者が加筆したものである。
- 27) 井手貢夫 (1966) 北海道自然保護協会会報 No.2. 北海道自然保護協会: 札幌、p.47.
- 28) 前掲20、p.2.
- 29) 前掲20、p.2.
- 30) 前掲20、p.3.
- 31) 東条猛猪 (1967) 恵庭岳の滑降コースに思う. 井手貢夫、北海道自然保護協会会誌 第2号.

- 北海道自然保護協会：札幌、p.1.
- 32) 同上.
- 33) 前掲25.
- 34) 前掲23.
- 35) 前掲21.
- 36) 井手 貢夫 (1967) 北海道自然保護協会の発足とその活動. 俵浩三、北海道自然保護協会会誌「北海道の自然」第33号. 北海道自然保護協会：札幌、pp.13-15.
- 37) 來田享子 (2012) ブランデー時代のオリンピック・ムーブメントの変容に関する研究 (代表：來田享子、課題番号：21500612). 文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書 (平成21年度～23年度).
<http://kaken.nii.ac.jp/pdf/2011/seika/C-19/33908/21500612seika.pdf>. (参照日2013年11月9日).
- 38) 札幌オリンピック冬季大会組織委員会編 (1967) 札幌オリンピック冬季大会組織委員会競技および施設専門委員会関係書類綴. 札幌オリンピック冬季大会組織委員会：札幌.
ページ数記載なし。
- 39) 井手 貢夫 (1967) 北海道自然保護協会会報 No.4. 北海道自然保護協会：札幌、p.1.
- 40) 前掲36.
- 41) 同上.
- 42) 前掲39、p.2.
- 43) 前掲16.
- 44) 前掲28、pp.7-8.
- 45) 前掲38.
- 46) 前掲39、p.2.
- 47) 前掲24、p.52.
- 48) 前掲23.
- 49) 前掲38.
- 50) 井手 貢夫 (1969) 北海道自然保護協会会報 No.7. 北海道自然保護協会：札幌、p.2.
- 51) 同上：3-4.
- 52) 前掲50、pp.3-4.
- 53) 前掲31、p.62.
- 54) 前掲24、p.250.
- 55) 前掲24、p.250.
- 56) 井手 貢夫 (1970) 北海道自然保護協会会報 No.9. 北海道自然保護協会：札幌、p.3.
- 57) 前掲24、pp.286-287.
- 58) 前掲24、p.290.
- 59) 前掲4.